

けいはんなコンベンション誘致推進協議会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、けいはんなコンベンション誘致推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、けいはんなプラザやけいはんなオープンイノベーションセンター（KICK）を始めとしたけいはんな学研都市内施設に、国際会議や学会等（以下「コンベンション」という。）を誘致し、もって国際的な研究交流やビジネス交流を促進することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) けいはんな学研都市のコンベンション誘致推進に関する事
- (2) けいはんな学研都市におけるコンベンション開催の企画立案に関する事
- (3) その他前2号に関連する事項に関する事

第2章 組織

(委員)

第4条 協議会は、別表に掲げる団体をもって構成し、協議会委員は当該団体を代表する者が指名した者をもって充てる。

(役員)

第5条 協議会に会長1名、副会長1名を置く。

- 2 会長は、京都府副知事をもって充てる。
- 3 副会長は、株式会社けいはんな代表取締役社長をもって充てる。

(役員の仕事)

第6条 会長は、本協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、会長の職務を代行する。

(任期)

第7条 協議会委員及び役員の仕事は、第12条の規定により本協議会を解散するときまでとする。

第3章 会議

(協議会)

第8条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会の議長は、会長又は副会長若しくは会長が指名する者をもって充てる。
- 3 協議会は、次に掲げる事項について審議決定する。
 - (1) けいはんな学研都市のコンベンション誘致推進に関する事項
 - (2) けいはんな学研都市におけるコンベンション開催の企画立案に関する事項
 - (3) 協議会の事業計画及び事業報告並びに予算及び決算に関する事項
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営及び事業の実施に係る重要な事項
- 4 協議会は、委員の過半数の出席により成立する。
- 5 協議会の議事は、出席者の過半数で決定し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 6 やむを得ない理由のため協議会に出席できない委員は、代理人に表決を委任することができる。この場合、前項の規定の適用については、出席者とみなす。
- 7 会長が必要と認める場合には、有識者等にアドバイザーとして出席を求めることができる。
- 8 会長が必要と認める場合には、委員に対して議事の内容を送付し、書面をもって協議会としての審議決定を行うことができる。

第4章 会計

(経費)

第9条 協議会の経費は、負担金その他収入をもって充てる。

(会計年度)

第10条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第5章 事務局

(事務局)

第11条 協議会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会に諮って、会長が別に定める。

第6章 解散

(解散)

第12条 本協議会は、第2条の目的が達成されたときに、解散するものとする。

第7章 補則

(補則)

第13条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この会則は、平成28年3月25日から施行する。
- 2 協議会の最初の事業年度は、協議会設立の日から平成28年3月31日までとする。
- 3 この会則は、平成29年5月26日から施行する。

別表

- (1) 京都府
- (2) 株式会社けいはんな
- (3) 公益財団法人関西文化学術研究都市推進機構
- (4) 京田辺市
- (5) 木津川市
- (6) 精華町
- (7) 公益財団法人 京都産業21
- (8) 公益財団法人 京都文化交流コンベンションビューロー
- (9) けいはんな記念公園
- (10) 一般社団法人 京都山城地域振興社
- (11) 国立大学法人 奈良先端科学技術大学院大学
- (12) 同志社大学 京田辺校地
- (13) 同志社女子大学 京田辺キャンパス
- (14) 京都府立大学 精華キャンパス
- (15) 株式会社 国際電気通信基礎技術研究所
- (16) 国立研究開発法人情報通信研究機構 ユニバーサルコミュニケーション研究所
- (17) 国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構 関西光科学研究所
- (18) 公益財団法人 国際高等研究所
- (19) その他会長が必要と認める者